

(目的)

第1条 この要綱は、理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書の規定により理容師が理容所以外の場所において行う理容の業（以下「出張理容」という。）及び美容師法（昭和32年法律第163号）第7条ただし書の規定により美容師が美容所以外の場所において行う美容の業（以下「出張美容」という。）に関して必要な事項を定めることにより、出張理容及び出張美容（以下「出張理美容」という。）における衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

(衛生上の措置)

第2条 出張理美容を行う者は、理容師法第9条及び郡山市理容師法施行条例（平成24年郡山市条例第51号。以下「条例」という。）第4条又は美容師法第8条及び郡山市美容師法施行条例（平成24年郡山市条例第52号。以下「条例」という。）第4条に定めるもののほか、次条から第7条までの規定による衛生上の措置を講ずるものとする。

第3条 出張理美容を行う者は、次の作業環境を確保するものとする。

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理美容を行う場合は、作業及び衛生確保に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室等において行うこと。
- (2) 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造とし、これによらない場合は、ビニール等の不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内で不必要な物品等を近くに置かないこと。
- (4) 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第4条 出張理美容を行う者は、客数を考慮した十分な数の次の器具等を携行するものとする。

- (1) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具又は美容器具並びにこれらを衛生的かつ安全に収納できる容器
- (2) 使用済みのはさみ等の理容器具又は美容器具を安全に収納できる容器
- (3) 消毒された布片類及びタオル並びにこれらを衛生的に収納できる容器
- (4) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- (5) 手洗いに必要なせっけん、消毒液等
- (6) 清潔な外衣、マスク及び手袋
- (7) 清掃用具

2 出張理美容を行う者は、前項の規定により携行する器具等を次のとおり管理するものとする。

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納容器に保管すること。
- (2) 使用済みのかみそり（専ら頭髮を切断する用途に使用されるものを除く。以下この号において同じ。）及びかみそり以外の器具で血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区分して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。

(3) 血液の付着しているもの又はその疑いのある器具を取り扱う際は、器具の突き刺し等の事故に注意すること。

第5条 出張理美容を行う者は、健康管理に注意し、感染症又は感染性の皮膚疾患にかかったときは、作業に従事しないものとする。

第6条 出張理美容を行う者は、次に掲げる事項に留意して作業を実施するものとする。

- (1) 作業場内に、みだりに犬、猫等の動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を入れないこと。
- (2) 作業場内に、みだりに施術中の客及び介助者以外の者を出入りさせないこと。
- (3) 客1人ごとに作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- (4) 作業場では、喫煙及び食事をしないこと。
- (5) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに洗浄し、消毒すること。
- (6) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納し、これを持ち帰り、洗剤等を使用して温湯で洗浄すること。
- (7) 蒸しタオルは、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (9) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- (10) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器、丈夫な袋等に入れ、適正に処理すること。
- (11) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに置き換え、又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (12) 感染症若しくは感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者に対し作業を行う場合は、あらかじめマスク及び手袋を着ける等の防護措置をとり、作業後は、手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。
- (13) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として薬事法（昭和35年法律第145号）に基づく承認を受けたものを適正に使用することとし、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、換気を十分に行うこと。
- (14) 作業終了後は、作業場の清掃を十分に行い、清潔にすること。

第7条 出張理美容を行う者は、理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じて消毒を行うものとする。

2 前条第12号に規定する器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第013001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）を参考に行うものとする。

（管理施設）

第8条 出張理美容を行おうとする者であって理容所又は美容所（以下「理美容所」という。）の開設者又は従業者でないものは、携行する器具及び消毒薬品等を保管し、消毒等を行うための管理施設を設け、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 換気を十分に行うこと。
- (4) 隔壁等により外部と区分し、ねずみ、昆虫等の侵入を防止できる構造とすること。
- (5) 器具類の洗い場は、流水装置とし、排水が完全に行われるような構造とすること。

(6) 消毒済みの器具と未消毒の器具とに区別して保管する設備を設けること。

(7) 業務に必要な器具及び布片を備えること。

(出張理容・出張美容届出済証)

第9条 保健所長は、条例の規定による届出を受理したときは、当該届出の内容が適当であると認めるときは、出張理容・出張美容届出済証（第1号様式。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

2 届出済証の有効期限は、交付を受けた日から起算して5年とする。

3 届出済証の交付を受けた者（以下「届出済者」という。）は、届出済証の有効期限経過後もなお、引き続き出張理美容を行おうとする場合には、改めて条例の規定に基づく届出を行うものとする。

4 届出済者は、出張理美容を行う際は、届出済証を携帯するものとする。

5 届出済者は、届出済証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、出張理容・出張美容届出済証再交付申出書（第2号様式）により届出済証の再交付を申し出るものとする。この場合において、再交付を受ける届出済証の有効期限は、再交付前の届出済証の有効期限と同様とする。

(出張理容・出張美容実施状況記録票)

第10条 届出済者は、出張理美容の実施状況を出張理容・出張美容実施状況記録票（第3号様式）に記録し、保健所長からの求めがあった場合には、これを速やかに提出するものとする。

(台帳の整備)

第11条 保健所長は、第9条、第10条及び条例の規定による届け出等の状況を管理するための台帳を整備するものとする。

(指導監督)

第12条 保健所長は、出張理美容を行う者の第2条から第7条までの規定による衛生上の措置が不十分と認めるときは、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

(情報提供)

第13条 保健所長は、必要と認めたときは、福島県内の郡山市以外の地域を管轄する保健所長に対して、届出済者に関する情報を提供することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月18日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

（表）

<p>郡保生第 号</p> <p>出張理容・出張美容届出済証</p> <p>郡山市理容師法施行条例第3条第1項及び 郡山市美容師法施行条例第3条第1項の規定 により届出のあったことを証する。</p> <p>年 月 日</p> <p>郡山市保健所長 印</p>	<div data-bbox="1155 360 1449 691" style="border: 1px solid black; text-align: center; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div> <ol style="list-style-type: none">1 氏名2 理容師・美容師免許登録番号 第 号3 住所4 有効期限 年 月 日から 年 月 日まで <p>※出張理容・出張美容を行う際は本確認済証 を必ず携帯すること。</p>
---	--

備考 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横12センチメートルとする。

第2号様式（第9条関係）

出張理容・出張美容届出済証再交付申出書

年 月 日

郡山市保健所長

住所
申出者
氏名

下記のとおり郡山市出張理容・出張美容衛生管理指導要綱第9条第5項の規定により出張理容・出張美容届出済証の再交付を申し出ます。

記

- 1 理容師・美容師免許登録（免許証）番号 第 号
- 2 届出済証の番号
- 2 再交付の理由

